

西日本高速道路エリア・パートナーズ倶楽部

助産師育成支援奨学基金に関する規程

公益社団法人日本助産師会

第1条 この規程は、西日本高速道路エリア・パートナーズ倶楽部の寄付に基づく助産師育成支援奨学基金に関する事項を定める。

第2条 西日本の助産師養成機関に在学する身体強健、学術優秀で、将来西日本地区で助産師業務に従事する者で、学資支援を希望する者に対し、西日本高速道路エリア・パートナーズ倶楽部の助産師育成支援奨学基金により学資を支給する。

2 対象は助産師学校学生、大学助産学専攻科学生および大学助産師課程選択学生4年次、また、大学院の第1学年次の学生とする。

第3条 学資支援金額は、毎年西日本高速道路エリア・パートナーズ倶楽部の決定した額とする。支払方法は一括とする。

第4条 奨学金を受けようとする者は、次の各号の書類を教務主任もしくは助産学担当責任教員を経て各府県助産師会長に提出し、各府県助産師会長は公益社団法人日本助産師会(以下「本会」という。)会長に提出しなければならない。

(以下、各号による様式は別に定める)

1. 願書(様式第1号)
2. 推せん書(様式第2号)
3. 誓約書(様式第3号)
4. 家庭状況調査書(様式第4号)
5. 看護学校成績書

第5条 奨学生は、別に定める選考委員会の答申を受けて理事会でこれを決定し、西日本高速道路エリア・パートナーズ倶楽部の事務局に報告するとともに本人及び各府県助産師会長に報告する。

第6条 学資支援を受けた学生は次に該当するときは、各府県助産師会長を経て本会会長に提出しなければならない。

1. 休学又は退学しようとするとき

第7条 学資支援を受けた学生は、修了年次に就職場所を各府県助産師会長を経て本会会長に報告する。

第8条 この規程の改廃は本会理事会と西日本高速道路エリア・パートナーズ倶楽部の協議による。

附則

この規程は、平成21年2月15日より施行する。

この規程の変更は、平成22年2月1日より施行する。

この規程の変更は、平成22年5月27日より施行する。

この規程の変更は、平成24年7月10日より施行する。

この規定の変更は、平成26年4月28日より施行する。

<西日本高速道路エリア・パートナーズ倶楽部奨学金のお知らせ>

奨学金額：25万円

問い合わせ先：hiroshimakenjo3shikai@yahoo.co.jp

以下の内容をご記入の上、資料をご請求ください。

氏名、住所、連絡先電話番号、入学決定助産師学校名、

卒業後の就職先または就職予定(この奨学金を受けようとする者は西日本就職に限る)

申し込み期限：4月15日までにすべての書類をそろえて提出

提出先：〒737-0112 呉市広古新開5-1-1

広島国際大学助産学専攻科

入江寿美代

選考確定日：理事会にて選考後、推薦決定者には4月25日にメールにて連絡